令和６年度第１回春日井市一体的就労支援事業運営協議会議事録

１　開催日時　令和７年３月６日（木）　午後２時～午後３時 15 分

２　開催場所　春日井市役所 10 階　1001 会議室

３　出席者

会長　長坂　匡哲（春日井市健康福祉部地域共生推進課　課長）
委員　松永　潤一（連合愛知尾張中地域協議会　副代表）
山田　清貴（愛知労働局職業安定部職業対策課　課長補佐）
大場　貴枝（春日井公共職業安定所　次長）
原　　雅恵（春日井公共職業安定所　統括職業指導官）
神戸　健志（春日井市健康福祉部生活支援課　課長）
平尾　博美（春日井市こども未来部こども家庭支援課　課長）
事務局　西尾　直人（春日井市健康福祉部生活支援課　課長補佐）
小田　康宏（春日井市健康福祉部生活支援課　主査）
井上　卓也（春日井市健康福祉部生活支援課　主査）
水谷　勇斗（春日井市健康福祉部生活支援課　主任）

４　議題

（１）令和６年度春日井市一体的就労支援事業の評価について
（２）令和７年度春日井市一体的就労支援事業計画について
（３）その他

５　会議資料

資料１　令和６年度春日井市一体的就労支援事業報告
資料２　令和７年度春日井市一体的就労支援事業計画（案）
資料３　春日井市一体的就労支援事業運営協議会規則

６　議事内容

（１）令和６年度春日井市一体的就労支援事業の評価について

【事務局（小田主査）】

議題（１）について、資料１に基づき説明。
説明に対する質問、意見等はあるか。

【事務局（西尾課長補佐）】

住居確保給付金の支援対象者の数が少ない点について質問する。

事業の数値目標計画を作成する際に、過去数年の支援対象者の実績等を参考に目標値を設定している。今後も給付金の相談が少ない傾向が続くのか、生活困窮者の傾向も含めて見込みについて、所管課長である長坂課長の意見を聞きたい。

【長坂委員】

生活困窮者の相談傾向は、新規の相談件数が令和４年度 356 件、令和５年度 382 件、今年度は今現在 500 件程度と増加傾向にある。

今年度は、相談支援の体制を強化し、２階にある自立支援相談コーナーを３人体制から４人体制に増員した。アウトリーチ（訪問支援）による相談支援を積極的に行い、障害者の相談支援、8050 問題、ひきこもり相談等に対して自立支援相談コーナーの職員が出向いて、訪問することで相談件数が増えたと考える。

【事務局（西尾課長補佐）】

住居確保給付金について、来年度から家賃の補助に加え、転居する際の費用の補助も始まり、制度を利用される方は増えると想定される。次の議題でも出るが、来年度の目標が今年度の実績よりも高くなると想定している。生活困窮者の相談件数が増えているということで、生活困窮者の支援対象者数、就職者数が伸びており、全体で目標数に近い実績数となった。生活保護受給者の就職者数が目標数を下回っており、担当部署として支援体制を強化したいと思う。

【長坂委員】

他の委員から質問、意見あるか。

【平尾委員】

ひとり親世帯の相談に応じる際、家庭の事情により、就労が困難な対象者が多く、就職に繋がらないケースがある。理由としては、子の不登校で外出できない、家族の介護で働きたいと思いながらも働けないといった相談がある。

その世帯に寄り添った支援をすることが重要である。

支援に際しては、「何に困っているか」を把握して、日頃から担当者間で情報を共有したうえで支援することで、就労にも繋がると考える。市役所の中にハローワークの職員が常駐していることで、当事者に寄り添った支援やマッチングができると実感している。これからもハローワークと連携をしていきたい。

【原委員】

児童扶養手当受給者について、実際は、市役所の就労支援コーナーでの相談よりもハローワーク本庁に来る人数が多い。なぜ就労支援コーナーの利用者が少ないのか、利用しづらいなど何か理由があるのかナビゲーターと相談している。

そもそも働けない対象者が多く、子の事情、家庭の事情で、就労意欲がありながらも、すぐに働けないといった理由があるとの意見には納得がいく。

８月に実施したひとり親キャンペーンでは、通常だと毎月数人程度の相談件

数のところ、15 人程度の相談があり、最終的に就職者数が８件と効果があった。引き続き連携を密にしたい。
【長坂委員】
ひとり親キャンペーンとは、どのような取り組みなのか。
【平尾委員】
ひとり親キャンペーンは、毎年８月頃に児童扶養手当の現況届を提出してもらう際に、ハローワークの窓口に案内し、就労につなげる取り組み。
具体的な方法としては、現況届の案内にチラシを同封し、就労支援コーナーを周知して、現況届の提出のために来庁した方を就労支援コーナーへつなぐ効果があった。
過去には、日曜日など休日に開庁して窓口を設けた。直近では、令和４年度に実施し、利用者は５名程であった。
令和５年度、６年度には実施をせず、平日のみでそれだけの利用者がいるのであれば、日曜日にも窓口を設ける検討をしても良いと思った。
ただ、関係職員が休日出勤するほどの効果があるかは検討が必要である。
【大場委員】
ひとり親キャンペーンについて、原委員が示した数字は、窓口を開けた１日に相談が 15 件あったということではなく、その１日を含めた８月の１か月間の数字で、休日窓口を開設した１日の実績は３、４人であった。
また、常設コーナーであれば最新の求人情報を閲覧しながら相談できるが、休日は最新の求人情報が閲覧できないという課題があるため、休日窓口については、費用対効果が見込めないと考えている。
しかし、実施したいという要望があるのであれば、関係者で一度、議論し直してもいい。
【平尾委員】
休日にひとり親キャンペーンを実施した際の実績の紹介と、ノウハウの共有の目的で話したが、実際には、費用対効果も分析した上で、慎重に検討する必要がある。
【長坂委員】
労働局としてはどう考えるか。
【山田委員】
他の市町村では、現況届を郵送ですべて完結しているところも多く、郵送でお知らせするだけではなかなか支援に繋がらない。
現況届を出す際にあわせて案内を行い、就労支援事業について理解していただき、一度支援を受けてもらうことで、その後のハローワークでの定期的な相談にも繋がる。

支援対象者の事情がわかると、ナビゲーターも求人票に記載されている条件以外の部分も相手先企業に聞くこともできるため、効果的な支援が行えるのではないかと考えている。

ひとり親キャンペーンは毎年８月に行っているところだが、就職が全く見込めない場合は別として、就職が見込めそうであれば、ひとり親世帯に限らず相談をしていただければと思う。

【長坂委員】

松永委員から、働く労働者の立場、労働組合などで行っている離職防止や定着支援の取り組み等があれば教示いただきたい。

【松永委員】

情報が簡単に手に入る時代で、インターネット等で他企業の状況も知ることができるため、転職を選ぶ職員も増えている印象がある。離職率は非常に高くなっている。特に５、６年目の職員の離職が増えており、働き続けたいと思えるような魅力を１つでも増やすことが肝要だと考えている。

【長坂委員】

神戸委員からも生活保護に関する何か意見はあるか。

【神戸委員】

生活保護行政では、生活保護受給世帯数が増加している。その中で高齢者世帯が半数を占めている。若い申請者についても傷病等により生活保護を受給せざるをえない理由があり、就職相談に繋がるケースも、その理由を引き継いで就職相談につなげる必要がある。

【長坂委員】

令和６年度の支援対象者の目標が 67、実績数が 66 と記載がある。生活保護受給者で稼動能力がある世帯は、何世帯で何人いるのか。

【事務局（西尾課長補佐）】

稼働できる人数は、把握していない。例えば、全く就労阻害要因がない「その他世帯」が約 300 世帯である。世帯主に病気や障がいがある傷病者世帯や障がい者世帯と呼ばれる世帯にも稼働能力がある世帯員がいる場合もありうるが、それらの世帯数や人数までは把握できていない。

ただ最近、精神疾患のある方からの申請が増加しており、例えば就労継続支援Ｂ型や障がい者雇用を考えていた方が一般雇用で採用されることや、逆に一般就労を目指していた方が、就労継続支援Ａ型や障がい者雇用を検討するという場合もあり、それらの事情も考慮する必要があると思う。

また、この数字の中には、一度６か月の支援を受けたけれども、就職ができずに再度支援を受けている場合も反映されており、実数で見ると数字が変わる。

支援対象者として案内する際にも、病気や障がいの程度、意欲の問題などで就

労に前向きでない受給者もいる。
　また、生活保護のケースワーカーも就労支援に慣れていないという事実もある。コロナ禍に、不要な外出をしないという国の方針もあり、ケースワーカーが積極的に家庭訪問を実施できず、市役所のハローワークの窓口に来るように指導することが難しかった。
　そのため、ケースワーカー歴が４年目、５年目の中堅職員でも就労支援の経験がほとんどない状況であり、実績数の 66 人という数字については、まだ対象者になりうる受給者がいると思っている。
【原委員】
　生活保護受給者の就労阻害要因として、以前から就労意欲がないと感じることがあると聞いている。ただ、単に就労意欲がないというだけでなく、体調不良という話も多く、就職相談を重ねる前に期間満了になるといったケースが多いと聞いている。
　また外国籍の対象者について、日常会話はできるが、読み書きができない方など、生活保護受給者以外でも言える事だが、就職のハードルが高く、応募ができずに意欲的になれていない。新規の生活保護受給者は、高齢者が多いという事だが、実際 30 代 40 代の対象者は少ない。若くて就労意欲が高いと就職できている。
【事務局（小田主査）】
　査察指導員として生活保護を受給開始するケースを見ていると、パワハラやセクハラ等を理由に仕事を辞め、精神科に通院して生活保護を受給しているケースが多い。
　受給者からは、仕事に対しての不信感や就職活動に対しての怖さを訴えられるようなことが多いと感じている。ハローワークでの就職活動についてもトラウマや不信感を感じている方も多く、ケースワーカーが就労指導をするとともに不安やつらさ等の思いを傾聴しているような状況である。
【松永委員】
　そういった方に対して良い活動であると思う。引き続き継続してほしい。
【長坂委員】
　出された意見をまとめると、第１は、周知・啓発がとても大切であるということ。取り組みの周知・啓発を行い、あらゆる機会をとらえて個別支援につなげていくこと。
　第２は、ハローワーク、生活保護のケースワーカー又は、就労支援員、生活困窮の相談窓口の職員が連携していくことが大切であること。
　第３は、担当職員の経験や知識に差があるということ。福祉系の支援者は就労に関する知識や経験が少ない。就労支援と福祉的支援で、一体的に実施すること

で、学び合うような機会を設ける等の、より効果的な実施方法についても検討するなど、就労に向けた一体的な支援を行うことができればよい。

（２）令和７年度春日井市一体的就労支援事業計画について
【事務局（小田主査）】
議題（２）について、資料２に基づき説明。
説明に対する質問、意見等はあるか。
【長坂会長】
２名の就労支援員は、どのような支援をするのか、どのような資格が必要か。
【事務局（水谷主任）】
就労支援員として２名の市役所職員が対応しており、その一人として勤務している。資格については、就労支援員に必要な資格はないが、社会福祉士の資格を有している。
実際の業務内容は、就職相談会で、支援対象者がこれまでどのような仕事をしてきたか、生活状況がどうなのか等の話を聞き、今後の目指す目標として、どのような仕事につきたいか、どのような生活を目指していきたいのかという話を聞き取り、ナビゲーターと情報共有して就職を目指す。
支援目標を立てた上で、原則は１週間に１回程度、求人を見ながら、なるべく希望に沿って自立のできる就労を目指す支援をして、ケースワーカーに繋げる。
就労支援員は、橋渡しの役割を担っている。面談内容を担当のケースワーカーとも共有して自立に向けた支援をしている。
【長坂委員】
目標については、事前に愛知労働局とも調整してナビゲーター1 人に対して支援対象者が 90 人、就職率 70％である。
今年度の就職率の目標は 69％だが、目標達成が困難な状況で、さらに 1％上乗せの目標設定とした理由は何か。
【山田委員】
この事業は全国で行っており、実績を厚生労働省に報告しているが、全国的に事業自体の就職率が上がってきている。
全国の状況を見つつ、目標値を設定している。昨年度実績が、全国で最終的に年度終わりに 70％で、68％前後が 2 年続いたので、昨年度は 69％を超えないだろうということで 69％を設定した結果、68.1％であった。今年度はおそらく 69％を超えてくる可能性が高い。直近１月時点の、全国の就職率の状況で言うと、69.8％、69％を超えてくると想定して、70％の目標設定をハローワークにも示して目標値としている。
支援対象者に関しては、年々変わっていくものではなく、就職支援ナビゲータ

ーという国の職員を設置していて、春日井市は 90 人の設定となっている。
　目標値を達成しているかどうかは当事業の存続の判断にも用いられており、目標値として本省が示している数値を、大きく下回る状態でさらに１年目標値を下回ると、事業の改善計画を出すことになる。２年連続達成できないとなると、その次の年度で事業は廃止となる可能性がある。目標値を達成していれば、廃止の方向に進むことはない。
【松永委員】
　支援方法について、電話以外に何か予約方法はあるのか。
【事務局（水谷主任）】
　基本的に何曜日の何時からと、毎週同じ時間に設定して約束している。就労支援の際に次回の予定を約束し、体調不良等の場合は、別の日程を設定している。また連絡が途絶えた場合には、ケースワーカーやナビゲーターから連絡して再調整をしている。
【長坂委員】
　求職活動の支援は、生活保護受給者が母数として大きい。例えば、求職活動の支援としてスーツの貸し出しや、面談に行く際や通勤の自転車貸し出し等の求職活動の支援はあるか。
【事務局（西尾課長補佐）】
　春日井市独自の制度はない。例えば生活保護法で、ハローワークへ通うための交通費支援、就職が決まると入社後に必要なスーツなどを就職支度金として支援することがある。また就労活動促進費という仕組みがあり、積極的に求職活動をしている受給者に月額 5,000 円を支給する制度もあるが、なかなか該当する方がいないため、給付の実績がない。
【長坂委員】
　議題１で、取り組みの啓発が大切であるという意見が出たが、就職活動促進費等については、チラシ等を作成するなどの啓発は、行っているのか。
【事務局（西尾課長補佐）】
　要件がかなり厳しく、希望すれば広く支給できるわけではない。ケースワーカーから案内している。中にはインターネットで調べて受給者の方から自分はこれに該当しないのかと聞かれることもあるが、実際には、今の求職活動の状況で支給の対象になるほど積極的とは言えないと、支給できない場合もある。
　例えば１か月間で、求職活動何回以上行い、ケースワーカーと何回以上の面談をする等のルールがあり、積極的だと判断して該当するケースが少なく、実際、昨年度支給実績はあるものの、他市町村に聞いてもあまり支給の実績が上がっていない。

【長坂委員】
　児童扶養手当受給者が 3400 人程度いると思われるが、就労支援の中で、何か活動の応援をするような、制度はあるか。
【平尾委員】
　ひとり親世帯の支援では、母子父子家庭等自立支援給付金という制度がある。相談員と相談し、就職の意欲をしっかりと聞き取っている。実績は、６年度の実績がまだ確定していないが、年度前半で、介護実務者、保育士、看護士、美容師の資格を取るために支給した実績がある。また、高等教育訓練促進給付金でも資格取得の支援を行っている。実績は、介護福祉士、社会福祉士、美容師、准看護師などの取得である。
　ひとり親支援では、離婚後の生活の相談から始まるため、ひとり親家庭のしおりを作成して配布している。
【長坂委員】
　他に質問がないため、以上で議題２の令和７年度春日井市一体的就労支援事業計画を本協議会委員全員の承認を得たものとする。

７　その他
　上記のとおり、令和６年度第１回春日井市一体的就労支援事業運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び指定された委員が署名する。

令和７年４月 28 日

署名人　長坂　匡哲
（会　長）

署名人　松永　潤一

署名人　神戸　健志